

令和4年度危険物安全週間実施要綱

1 目的

危険物の保安に対する正しい知識を広く普及するとともに、人為的な原因による災害を予防し、かつ、地震等によって危険物が災害媒体となるのを防止するため、各事業所等による自主保安体制を強化することを目的とする。

2 期間

『危険物安全週間』〔6月の第2週〕
令和4年6月5日（日）～6月11日（土）

3 推進標語

『一連の 確かな所作で 無災害』
（令和4年度「危険物安全週間推進標語」）

4 重点推進事項

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
- (2) 危険物に対する知識の啓発普及

5 国等が実施する事項

国、地方公共団体、全国危険物安全協会、その他関係団体が緊密に協力し、危険物の保安確保等「危険物安全週間」の主旨にふさわしい広報等を実施する。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等を通じた啓発活動の実施
- (2) 危険物についてのパンフレット等の配布

6 消防組合が実施する事項

- (1) 関係対象に対する協力依頼と広報活動の実施

この運動の主旨について広く理解を得るため、危険物安全協会をはじめとする関係事業所、報道機関等に協力依頼するとともに、ポスターを作成し配布する。

- (2) 立入検査による指導の実施

危険物施設の立入検査を実施し、不備欠陥について改善を指導する。

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となる場合があります。

7 事業所等が実施する事項

- (1) 地震対策等を含めた施設の整備、油水分離槽の清掃、定期点検等適正な維持管理
- (2) 危険物取扱者等関係者の防災安全教育と訓練の実施
- (3) 家庭生活に密着した危険物安全管理の推進